令和６年３月２１日

令和６年第１回和束町議会定例会

（第２号）

和　東　町　議　会

令和６年第１回和東町議会定例会

会議録　（第２号）

招集年月日　　令和６年３月２１日（木）

招集の場所　　和東町議会議場

開閉議日時　　開議　午前　９時３０分

　　閉議　午後　２時３４分

出席議員（１０名）

１番	村山一彦			２番	宗	健司	
３番	山本達也			４番	髙山豊彦		
５番	井上武津男			６番	岡本正意		
７番	畑武志			８番	小西啓		
９番	岡田勇			１０番	吉田哲也		

欠席議員（０名）

　　な　　し

職務のため議場に出席した者の氏名

事　務　局　長　　細　井　隆　則

書　　記　　西　田　絵　美

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課地方創生担当課長	冨田幸彦
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	島川昌代
総合施設整備課長	但馬宗博
建設事業課長	井上博丞
会計管理者兼会計課長	榎木由佳

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	７番　畑　武志
	８番　小西　啓

議事日程（第２号）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　諸般の報告

日程第　３　一部事務組合議会等の報告

日程第　４　議案第　１号　令和６年度和束町一般会計予算

議案第　２号　令和６年度和束町湯船財産区特別会計予算

議案第　３号　令和６年度和束町国民健康保険特別会計予算

議案第　４号　令和６年度和束町介護保険特別会計予算

議案第　５号　令和６年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

議案第　６号　令和６年度和束町簡易水道事業会計予算

議案第　７号　令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日程第　５　請願第　１号　和束町総合保健福祉施設内の和室に『床の間』の設置に関する請願

日程第　６　議案第１５号　和束町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第１６号　水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第　８　議案第１７号　和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第１８号　和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第１９号　和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第１１　議案第２０号　令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）

議案第２１号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２２号　令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第２３号　令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１２　発委第　１号　和束町議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第　２号　和束町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第１３　発議第　１号　被災者生活支援制度の拡充を求める意見書

日程第１４　発議第　２号　「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書

日程第１５　発議第　３号　介護報酬改定に関する意見書

日程第１６　委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前９時３０分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和６年和束町議会第１回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

松井農村振興課長は体調不良のため欠席です。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、７番、畑　武志議員、８番、小西　啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

３月７日の本会議において提案された請願第１号について、提案前に紹介議員のうち、宗　健司議員から「請願の紹介取消申出書」が提出され許可していますので、報告します。

以上で、報告を終わります。

日程第３、一部事務組合議会等の報告を求めます。

最初に、相楽中部消防組合議会　畑　武志議員。

○相楽中部消防組合議会議員（畑　武志君）

改めまして、おはようございます。

それでは、去る２月１９日に開会されました相楽中部消防組合議会の報告を行います。

当議会は、２月１９日午前１０時から議員出席の下、開会されました。

議案第１号では、相楽中部消防組合職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

議案第２号では、相楽中部消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について審議され、全員賛成で可決されました。

議案第３号では、相楽中部消防組合管理者等損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について審議され、これについても全員賛成で可決されました。

議案第４号では、相楽中部消防組合手数料条例の一部改正について審議され、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第６号では、令和５年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第２号）について審議され、歳入歳出３２億５，４２７万７，０００円で起立多数で可決されました。

議案第７号では、令和６年度相楽中部消防組合一般会計予算について審議され、歳入歳出は２１億２，７６０万円で、そのうち和束町の分担金は１億３，８６８万７，０００円となり、採決の結果、起立多数で可決されました。

以上で、相楽中部消防組合の報告を終わります。

○議長（吉田哲也君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、村山一彦議員。

○相楽東部広域連合議会議員（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和６年第１回相楽東部広域連合議会定例会は、令和６年３月５日に笠置町議会議場にて開催されました。

午前９時３０分からの開会宣言に続き、会期の決定、閉会中の委員会報告を行った後、３名の議員による一般質問が行われました。

初めに、本町の畑議員から、相楽東部広域連合における今後の一般廃棄物処理、新たな施設整備や現行施設についての質問、続いて、笠置町の向出議員から、相楽東部クリーンセンターの安全対策工事に関する質問、南山城村の梅本議員からは、小中一貫校で英語に特化した教育の実施及び中学校現場での献血教育の推進に関する質問が

ありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、第１号議案として相楽東部広域連合第３次広域計画について審議を行い、賛成多数により可決されました。

続いて、議案第２号　相楽東部広域連合監査委員条例の一部改正及び議案第３号　相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についても、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第４号　令和５年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第３号）については、歳入歳出それぞれ２，９１４万９，０００円を減額し、歳入歳出総額を８億１，１２９万３，０００円とするもので、府支出金の内示等に係る歳出事業への充当や事業精査に係る補正を行うもので、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第５号　令和６年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出総額を９億１，６１７万８，０００円とするもので、前年度との比較では９，１０９万９，０００円の増となっており、歳入財源のうち８億７，３５８万９，０００円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっていました。

南山城村のスクールバス運行方法や和束町の小学校通学路の見直しの状況をはじめ、給食費の増額のほか、来年度から採用予定の職員と各町村からの派遣職員との関連や今後の方向性等についての質疑があり、審議の結果、全員賛成により可決されました。

最後に、人事案件である同意第１号　相楽東部広域連合教育委員会委員の任命の件について、任期満了に伴い、提案のあった２名の委員を全員賛成で同意され、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上で、令和６年第１回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

日程第４、議案第１号から議案第７号までの令和６年度和束町一般会計予算及び各

特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上７件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、村山一彦議員。

○予算特別委員長（村山一彦君）

それでは、予算特別委員会審査報告をいたします。

３月７日開会の令和６年第１回定例会に提案された議案第１号から議案第７号までの令和６年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の審査が予算特別委員会に付託され、３月１２日と１３日の２日間にわたり委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに、副町長から当初予算の概要と主要事項の説明を受け、続いて、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

新町長となって初となる令和６年度当初予算の一般会計予算額は、４５億３，１１０万円、４特別会計の予算額は１６億３，０６４万円、２公営企業会計の予算額は３億７，５７３万円、合計額６５億３，７４７万円で、総合保健福祉施設の建設と供用開始に向けた整備等に伴い、過去最大規模の予算編成です。

総合保健福祉施設の完成、鷲峰山トンネルの開通などを控え、第５次総合計画に掲げる将来像「和の郷　知の郷　茶源郷和束」の実現に向け、６つの施策の展開方向に沿って編成されたとのこと。

第１は、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」です。

来年４月の供用開始に向けて、総合保健福祉施設の整備に約９億５，９００万円が計上されている。子育て支援の充実に向け、保育園に通う乳児への紙おむつの助成をはじめ、子育て応援給付金の２０万円給付、中学生までのインフルエンザ予防接種費用、１８歳までの医療費実質無償化、保育料・給食費・修学旅行費の無償化なども継続して実施される。

第２は、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」。

大阪・関西万博きょうとの力の創出・発信事業に１，１００万円、文化的景観保護推進事業に３２０万円など、茶生産の歴史とそれに培われた地域文化の保存・継承と共に、国内外の交流による新たな「和束文化」の創造に取り組まれる。また、相楽東部広域連合との連携、本町茶業や茶文化の発信と和束茶のブランド化等、次世代につなぐ取組が進められる。

第３は、「自然と共生し、安心、安全な郷」。

１月の能登半島地震を教訓に、災害時の状況把握、情報収集のため消防団へのドローン配備、防災用資機材や食料、飲料水などの備蓄品の更新を予定されている。また木造住宅の耐震診断や耐震改修の補助制度を充実し、耐震化の促進が図られる。

第４は、「お茶観光を軸とした交流の郷」。

茶源郷和束を象徴する「和束茶」ブランドを確立し、「お茶と観光」が融合したまちづくりを進められる。そのため、これまで行われてきたインバウンド観光やグリーンスローモビリティ周遊観光、和束の郷の運営などに加え、ワールドマスターズゲームズの１０００日前事業、石寺景観展望施設の整備が行われる。

第５は、「快適で美しい環境の郷」です。

石寺橋の整備、町道中溝学校線の拡幅改良など、生活の利便性を高める道路ネットワークの実現を目指される。また、デマンド交通であるＷａｚＣａｒは、住民との協働の交通システムを導入し、住民ニーズに応えようとされる。このほか情報システム標準化移行事業など、行政サービスのデジタル化の推進、町内事業者と連携したふるさと納税返礼品の新規開拓などに取り組み、本町の未来を担う事業を推進するとのことでした。

これらの説明に対し委員からは、

・新町長になって初めての当初予算編成であり、地方公共団体の果たす役割はどう考えているか。

・第５次総合計画後期基本計画の策定に着手されるが、審議会委員には幅広い世代、

特に若い世代の意見が反映されるような人選が必要である。

・地域循環型農業の取組として活性化センターに委託される堆肥づくりで堆肥舎の増設が必要ではないか。

・地産地消を推進されるが、学校給食にこそ生かすべきではないか。

・地域おこし協力隊の採用において、従事分野の希望を聞くことが定住につながるのではないか。

・公営企業会計が導入されると財務状態がよく分かるようになる。高齢者の増加により支払い困難者が増え、未収金が増えることが懸念される。

・物価高騰対策予算はどれくらい見ているのか。住民の可処分所得が減ってきており、悪循環につながっている。町として住民の懐を温める努力はできないか。

・空き家活用事業に取り組まれているが、需要はあるのに供給が少ない。掘り起こしに取り組まれているのか。また、改修に係る補助金の増額はできないか。

・総合保健福祉施設に対する住民の期待は大きい。厳しい財政状況の中であるが、特に医療機器の更新など、新しい施設にふさわしい設備となるようお願いしたい。

・鷲峰山トンネルが年末には開通する見込みだが、接続する現在の府道の傷みが激しい。これから和束の入り口になる道路であり、改修が必要ではないか。

・グリーンスローモビリティが運行している道路の改修が必要と思われるところがある。快適に利用いただくことで満足度も上がるのではないか。

・総合保健福祉施設の事業費が当初よりも増えた要因は。

・令和６年度予算でも災害備蓄品の充実が計上されているが、備蓄方法やどこにどれだけ備蓄されているかをふだんから住民にも知ってもらう必要がある。分かりやすく広報すべきではないか。

・２０２７年に延期されたワールドマスターズゲームズの取組は。

・数年前は先駆的であった和束町の子育て支援はどんどん横並びになってきている。新しい観点からの施策が必要ではないか。

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の具体的内容は。

・集落営農組合補助金の在り方はどうなのか。

・認定子ども園の議論があると聞く。中身よりもなぜ認定子ども園なのか、まず、それを示していくべき。

・総合保健福祉施設について請願が出されている。行政としていろいろな声を聞いて進められてきて判断した。町長はそれを信念を持って貫けるか。

など、多岐にわたり質疑や要望、意見が出されました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計の５つの会計に反対討論を、また、畑委員が一般会計について、井上委員が国民健康保険特別会計について、髙山委員が後期高齢者医療特別会計について、宗委員が簡易水道事業会計について、岡田委員が特定環境保全公共下水道事業会計について、それぞれ賛成の討論を行いました。

令和６年度一般会計予算ほか６特別会計予算の採決の結果は、次のとおりです。

議案第１号　令和６年度和束町一般会計予算は、賛成者多数

議案第２号　令和６年度和束町湯船財産区特別会計予算は賛成者全員

議案第３号　令和６年度和束町国民健康保険特別会計予算は賛成者多数

議案第４号　令和６年度和束町介護保険特別会計予算は、賛成者全員

議案第５号　令和６年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成者多数

議案第６号　令和６年度和束町簡易水道事業会計予算は、賛成者多数

議案第７号　令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算は、賛成者多数

以上のとおり、本委員会は、令和６年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計、以上７件を原案のとおり可決といたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑討論を省略し、これより採決いたします。

議案第１号から議案第７号までの令和６年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の以上７件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の７件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１号から議案第７号までの令和６年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の以上７件は、原案のとおり可決されました。

日程第５、請願第１号　和束町総合保健福祉施設内の和室に『床の間』の設置に関する請願を議題とします。

本件に関し、産業常任委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員長（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。産業常任委員長の岡本正意です。３月１４日に開催した本常任委員会の報告を行います。

３月７日の本会議で提案され、本常任委員会に付託されました請願第１号については、総務厚生常任委員会との連合審査で審議することといたしました。

連合審査は、去る３月１４日の午後２時から、請願人を参考人として出席を求め開催しました。

連合審査の冒頭、請願の紹介議員から請願の趣旨並びに請願項目について説明があり、さらに参考人から補足説明があった後、審議に入りました。

請願に対する審議では、お茶の文化の重要性や活動の場づくりの意義は理解できるが、施設整備は地方自治法などのルールに基づいて進められ、パブリックコメントも行われてきた経過もあり、議会としてもその都度説明を受け、議論も行い、関係する予算も承認してきたので、それを元に戻すことは適切ではない。仮に変更した場合、工期の遅れや予算の追加も生じる。そもそも施設は文化施設ではなく福祉施設であり、避難場所としての機能もあり、どうしても必要であるならば文化施設は新たに別でつくることも考えられるなどの意見が出されました。

途中、担当課長から設計段階からの議論の経緯について説明を求め、また、質問のあった、仮に床の間設置を行った場合の追加予算や工期への影響の見込みについては全体で約５００万円程度の補正が見込まれるが、工期については、能登半島地震や関西万博等の影響もあり一概に言えないなどの説明がありました。

紹介議員や参考人からは、茶文化の観点は軽視できないこと、お茶のまちとして床の間のない和室では恥ずかしいのではないか。将来を考えて整備してほしいなどの意見が出されました。

以上のような審議を踏まえ、審議を終結し、その後、採決を行った結果、請願第１号は不採択となりました。

以上、報告とします。

○議長（吉田哲也君）

これから産業常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件に対する産業常任委員長の報告は不採択とすべきものです。

したがって、原案について採決します。

請願第１号　和束町総合保健福祉施設内の和室に『床の間』の設置に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、請願第１号　和束町総合保健福祉施設内の和室に『床の間』の設置に関する請願は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第６、議案第１５号　和束町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、議案第１５号　和束町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

介護保険法第１１７条第１項の規定により、令和６年４月から新たな介護保険事業の運営期間に入ることに伴い、同法第１２９条第２項及び第３項の規定に基づき介護保険事業に要する費用等を算定した結果、保険料率の変更及び低所得者対策として所得階層別保険料等を改正いたしたく、ここに提案させていただく次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

それでは、私から、議案第１５号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１５号

和束町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

１枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例でございます。

右側のページが資料Ｎｏ．１５の新旧対照表になっております。

議長のお許しを得ておりますので、２枚おめくりいただきまして、概要により説明させていただきます。

和束町介護保険条例の一部を改正する条例　概要

１　改正理由

介護保険法第１１７条において規定されている介護保険事業計画で、令和６年度から令和８年度までの介護保険料を介護給付費見込額等に基づき算出したところ、基準月額保険料が４００円減額の７，２００円となったことから、当該条例の改正が必要となりました。

２　改正条例の内容

令和６年度から令和８年度までの介護保険の基準月額保険料の減額【別表１・２のとおり】ということで、１枚おめくりいただきまして、別表のほうをつけております。左側が従来の改正前のもので、右側が改正後のものでございます。

まず、第５段階、こちらが基準の額となっております。左側の７，６００円から右側のほう７，２００円と、また、第４段階以降につきましても、基準額に対する割合

につきまして少しずつ下げていかせていただいたものでございます。

ページを戻っていただきまして、３　条例の施行予定日　令和６年４月１日。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしておきたいと思います。

今回の介護保険料の改定は、２０００年の介護保険制度開始以来、本町では初の引下げということでございます。それ自身は評価するものですけども、改めて、なぜ今回は引下げ改定となったのか、その理由、また、引下げのために行われた努力等について説明をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今、行っております第８期計画、令和３年度から令和５年度、これの中で、コロナ禍ということもありまして、給付自体が若干落ちていたということがございます。今回、第９期計画といたしまして、令和６年度から令和８年度までの３箇年計画を計画いたしましたところ、給付費自体は前回計画よりも少し伸びていく、総額でも予算総額で少し伸びた状態にはなっておるところでございます。この状態になりますと保険料は若干増額ということで、初期段階では増額の計画ということになりました。ただ、現在行っている第８期計画の中で保険料が若干余ったといいますか、予算に余裕が出てきました。これは基金のほうにも積んでおりましたが、この基金を一部取り

崩し、また計画の中でのサービス給付、ここを物すごく細かくシビアに見させていただいた結果、今回この３箇年計画の中で、基準額といたしまして４００円の減額、これで何とか賄えるであろうというところまでの計画となったところでございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今回その基準額、いわゆる段階でいえば５段階のところですけども、月４００円程度の引下げということで、これ自身は大変ささやかではあるんですけども、引下げになったこと自身は評価をして、今回については賛成する方向でありますけれども、それでもですね、やはり７，２００円ということで、月７，０００円を超える保険料というのは極めて高いと思うんですね。

和束町は前回の改定７，６００円のときに、京都府下で一番高い介護保険料ということでなりました。今回４００円引下げにはなるんですけども、この間、年金がどんどん減り続けていることであるとか、また、いわゆる物価高騰が大変深刻だということで、生活費が大変圧迫されてると。ほかにも、今度、後期高齢者医療の保険料が値上げになるとか、いろいろと要素がある中で、これぐらいの引下げというのは大変ささやかではあるんですけども、そういった意味では十分とは思っておりません。その上で、少し確認も含めてお聞きしたいんですけども、もう少し引下げ額を広げる、そういった可能性はないのかなんですけども、例えば、今お話がありました介護保険給付費準備基金のことですけども、今、一部取り崩してという話がありましたけども、今回、当初予算の関係でいいますと、介護給付費準備基金１，３００万円を繰り入れておられます。これが引下げにつながっているわけですけども、全体はどれぐらいあって、今回１，３００万円ということですけども、どの程度繰り入れられたのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

はい、お答えいたします。

今回、準備基金のほうで１，３００万円繰入れということでございます。全体では、今現在およそ５，６００万円ございます。この３箇年計画の中で、毎年毎年この基金を崩していくという計画をしているところでございます。当然ながら、３分の１という数字ではございませんで、令和７年度、令和８年度はどういう伸びになっていくのかというところも想定した中での今回の準備基金の取崩しということでございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

いわゆる令和４年度の決算ベースでいうと、今ありました５，６００万円の残高があって、令和５年の当初予算のとこではほとんど取り崩されてないので、今の答弁どおりだと思いますけども、もちろん３年間の中で取り崩して保険料を抑えるということだと思うんですけども、それでももう少しやはり一定残るということもありますので、もう少し下げられたんじゃないかというふうにも思うんです。

もう一つ指摘しておきたいのは、今ありますように、現在１５段階の所得段階での負担割合、保険料の設定となっているんですけども、これは所得が低い段階ほど見た目、いわゆる傾斜をつけて安くしているというのはありますけども、実質負担率という意味でいいますと大変重い実態があるというふうに思うんですね。

特に基準額とそれ以上の段階で、それ以上というのは、６、７、８とずっと１５までですけども、大きな差があると思うんです。例えば、５段階で所得８０万円超えとなっていますけども、８０万円の場合の負担率が１０．８％ということで１割を超えてるんですね。それに比べて第１５段階という所得１，１００万円以上という場合の負担率というのが２．３５％しかないんですね。第５段階の方が例えば１５段階と同

じ負担率であるならば、年間の保険料というのは１万８，８００円のはずなんですね。しかし、実際はそれ以上、何倍も払っていると。８万６，０００円払っていて、大きな負担になってるというふうに思うんですね。

逆に、１５段階の方が５段階と同じ負担率で払っておられたら、年間１３５万円ぐらい払わなくてはいけないというのがこの率なんですね。実際は２６万円程度ですけども、だから、そういう意味では、年８０万円程度の年金の方というのはそういう負担をされているというのが実態だと思います。客観的に見て不公平で、低所得の高齢者ほど重い負担になってると、こういう実態にあるっていうことはお認めになると思うんですけども、その辺はそれでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

はい、お答えいたします。

今ご質問がありましたとおり、所得に対する割合という意味合いでいきますと、確かに、低所得の人ほど重いような負担割合ということにはなりますが、これにつきましては全国的な各市町村の算定基準、また介護保険料だけではなくほかの課税等の関係等もございます。そういうのも含めましての算定の基準ということになっておるところでございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それで、基準額の５段階と最高額の１５段階の基準額に対する割合というのがありますね。いわゆる５段階が１．００になっています。第１５段階の一番高い方というのは３倍しかないんですね。３．０ですからね。これもやはり公平とは言えないと思うんですね。実際は１，１００万円と８０万円では所得の差というのは１４倍あるわ

けです。ですけども、保険料の負担の割合でいえば３倍しかないというのは、やはり所得が低い人ほどかなり重くなっているというのが実態だというふうに思うんです。

もう一度確認したいんですけども、この３．０という負担割合っていうのは何か法律で決まってるのか、こうでなくちゃいけないというね、例えば、それを４にする、５にするとか、その間の２．０とか２．４とかもありますけども、こういった段階のつけ方というのは、こういうふうにしなければならないという制限というか、法的根拠はありますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

はい。お答えいたします。これにつきましては法的根拠というものではございません。ですので、確かにおっしゃられるとおり、３段階以上つけるということも可能でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

ですから、やはりもう少しここの所得に見合った負担割合というものも私はやはり検討いただきたいというふうに思うんですね。実際こうでなくてはいけないということではないということですので、そこはぜひお願いしたいと思うんです。ただ、ちょっとお話聞いたところ、例えば１５段階の方が何人おられるのかっていうと、福祉課にお聞きしたところ６人という話なんですね。ですから、この方をどんだけ大きく上げたところで、全体の財政に大きく影響するということではないんですけども、それでもやはり一定の財政を賄うこともできますし、段階によっては一定もう少し負担いただいてもいいんではないかという段階もございますので、そこはぜひですね、今後も検討いただきたいというふうに思うんです。

最後に、町長にお聞きしておきたいと思います。

いずれにしましてもですね、この介護保険の財政というのはかなり限界に来てると思うんですね。いわゆる、これ以上保険料を上げても、年金がどんどん下がっていく中では限界に来てますし、かといって、これから高齢化というのは止められない状況もある中で、給付も増えてくると思います。そういう中で本当に安心できる介護保険にしようと思えば、国の介護保険に対する国庫負担を増やすしかないという現状だと思うんです。

もともと介護保険というか、この予算というのは国が措置をしていた時期というのはもっと持ってたわけですよね。５割以上持っていたと思います。今は４分の１しか持ってないんですね。ですから、そこにやはり一番の矛盾の根本があるわけですから、今後やはり保険者としてですね、やはり住民の方の安心できる介護保険制度をつくっていく上でも、国庫負担をもっと上げていただきたいということで、強く要望いただきたいと思うんですけども、その辺、最後に聞いておきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の岡本議員の答弁でございます。

いろいろ考え方はあると思います。私も介護保険を払っている１人でございますし、その中でどうしていくかということになると思うんですけども、基本的に、所得のある方からバランス的にもらっていくというような形が今の介護保険と思います。これはほかの税も同じことで、全てのことに関して応分の負担とまた言われますけども、きちっと負担をしていただく中で回っていくということ。

それと、今回軽減できましたのは、一つは、介護保険の使用が少なかったということもございます。何よりも町民の方が健康で健やかに過ごしていただけると。そして、

それが財政に緩やかな形で反映してくるということを願いながら事業を進めたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１５号　和束町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１５号　和束町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第１６号　水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由および議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第１６号の提案理由を申し上げます。

水道法の一部改正に伴い、令和６年４月１日より、水道整備・管理行政の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されるため、所要の改正を行う必要がありますので、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定について提案する次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

おはようございます。

それでは、私の方から、議案第１６号の説明をさせていただきます。

議案第１６号

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

おめくりください。

改正する条例及び新旧対照表ですので、後ほどお目通しいただき、次ページをお願いします。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　概要

１　改正の理由

水道法の一部改正に伴い、令和６年４月１日より水道整備・管理行政の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されるため、所要の改正を行う。

２　改正の概要

第１条　和束町簡易水道事業給水条例の一部改正

・省令名について、厚生労働省令から国土交通省令へ改正

第２条　和束町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正

・大臣名について、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ改正

３　条例の施行日

令和６年４月１日

以上、議案第１６号の説明を終わります。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

ちょっと確認しときますけども、今回、国の法律の改正に伴うものでありますけども、今回、水道法の関係の部署というのが厚生労働省から国土交通省等に移管されたということですけども、今まで水道事業というのは厚生労働省が所管していたということなんですけども、それはなぜだと思いますか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

はい、お答えします。

なぜ、厚生労働省が管理してたのかというのは、勉強不足ですいません。分かりません。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それでは、今回なぜ国土交通省に移管されたんですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

近年、水道整備管理行政は、施設の老朽化や耐震化の推進、災害時の対応水質汚染などの課題を抱えているところでございます。それぞれ専門的な能力と知見を要する国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることで、これらの課題解消や機能強化が期待できるというふうに考えております。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

水道事業がなぜ厚生労働省が所管してきたのかというのは、水道事業というのは、下水道もそうですけども、公衆衛生だからなんですね。これは憲法の２５条ですね。いわゆる全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活をする権利があると。人間として大切にされる、そういった社会をつくっていくという意味で、水道というのはなくてはなりませんし、それは単なる公共事業ではなくて、いわゆる人の命や健康、これをちゃんと増進していくという意味で、公衆衛生として位置づけられてきた。だから厚生労働省なんですね。町長はそういうご認識ですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

まさにそのとおりでございます。なぜ、今回変わったかということにつきましては担当課長が答弁したとおりでございますが、あえて付け足しますと、もともとは厚生労働省のほうで担当していたのは、薬事の関係も含めまして担当したものでございます。今回その部分につきましては環境省が保管をするという形になっております。

改めて国土交通省のほうに移管した理由につきましては、敏速かつ適正な事業を行うこと、それと併せまして、技術的な基準を明確にすることを目的に技術の移管いうことになっておりますので、この点については国民にとっては有利なほうに働くというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

やはり公共事業という観点からすればそうかもしれないですけども、公衆衛生という立場では大変な後退なんですね。公営企業会計に移ったのも、福祉の増進とそういう効率化ですよね、企業的な考え方で水道会計を見るんだということで公営企業会計が導入をされてきたわけですけども、そもそも水道というのは人間が生きていく上で不可欠なものですから、それをお金を払わないと飲めないとか、お金がなかったら使えないとかいうものであってはならないわけなんですね。そういった意味では、公営企業会計というのは矛盾してるわけです。水道法でいう低廉な水を安定的に供給するというのが水道法の一番の目的ですから、公衆衛生というものがしっかりと位置づけられなければ安定した水道事業はやっぱりできないと。

この間のＰＦＡＳ等のああいった問題等もありますけども、本当にそこにちゃんと着目した行政が行われないと、やはり将来的に水道事業というのが金もうけの手段になったりとか安全面をおざなりにするような、そういうことが起こりかねないというのが今回の問題だというふうに思ってます。

実際、ヨーロッパ等で水道事業がそういう観点で民営化されてきたということがいかに破綻してるかというのはご存じだと思います。今、世界では水道民営化というのは後退していってるっていう、撤退してるというのが流れなのに、日本では逆にそれを持ち込んで、これがいいんだっていうようなことがやられようとしているという流れの中でこういうことも起こってるということを指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１６号　水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１６号　水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第１７号　和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第１７号の提案理由を申し上げます。

町営住宅の解体撤去に伴う設置戸数の変更及び引用法令の改正に伴う法令名称に変更が生じたことにより、和束町営住宅設置及び管理条例についても所要の改正を行う必要がありますので、同条例の一部を改正する条例を提案する次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私の方から、議案第１７号の説明をさせていただきます。

議案第１７号

和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

改正する条例及び新旧対照表でございますので、後ほどお目通しいただき、３ページめくっていただきますようお願いいたします。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例　概要

１　改正理由

町営住宅の解体撤去による和束町営住宅設置及び管理条例に定める町営住宅設置戸数の変更及び引用法令の改正に伴い、所要の改正を行うもの

２　改正概要

（１）解体撤去した神上団地及び第６中西団地の名称、位置、建設年度、適用を別表１から削除（第３条）

（２）引用法令の改正による法令名称等の改正（第６条第２項第５号及び第８号）

３　施行期日

公布日施行

以上、議案第１７号の説明を終わります。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

今回、解体撤去されたということで、別表から削除されたということで、戸数については１１戸ということになりますが、１１戸少なくなった中で、今現在の入居状況を教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

町営住宅管理、全てで管理戸数が８８戸ございます。入居戸数が６８戸入居されております。７７％の入居率でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

６８戸の入居があるということでございます。解体された建設年度から言いますと、今回解体されたとこよりも同等、またはそれより古い場所もあったりするんですね。古い住宅を今後どのように考えておられるのか、計画があればお願いします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

現在、実際に古い住宅に入居されている方がおられます。その方等を訪問いたしま

して聞き取り等をいたしまして、今現在、空いてる空き家に移ってほしいとかいう協議はしております。協議しているところなんですが、ずっと住み続けてきた思い入れがあるという住宅に住んでいるということなので、まだ協議結果は出てないんですけども、今現在はそのような状態でございます。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

ということは、方針としましては、古い住宅については撤去の方向にあるということでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

全て協議がそろいまして出られたら、昭和３０年とか昭和５３年とかいう古い分については、撤去をしていかなければならないと考えております。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

分かりました。

今、入居されておられるわけですから、やはりそこの住み慣れた場所で住みたいという住民の方の声は十分分かりますから、そのあたりは丁寧に説明をお願いしたいと思います。

ただ、古い住宅をこれから撤去していくという方向にあるということですが、その後、その代わりとなる住宅の建設の計画というのはあるんですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

計画は現在はありません。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

今８８戸あって、６８戸の入居ということですから、今のところは間に合ってるということにはなるんでしょうけど、先ほど言われましたように、今後、そういった古いところを撤去していくと、その中で新たに入居したい人がまたできなくなるとか、そういった問題もございますので、今後そういった入居希望者の状況にもよるかと思いますが、やはりそのあたりも今後どうしていくのかという検討が必要かと思いますので、町長、そのあたりよろしくお願いしたい。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させいただきます。

今の髙山議員の質問ですが、まず一つは、年次を今思い出していたんですけども、たしか平成２６年か２７年に公営住宅の長寿命化計画を立てております。この中で撤去するという住宅につきましては、ほぼ撤去が終わっているということです。

次に出てくる問題につきましては耐用年数、これが先ほど担当課長が答弁しましたように、この部分について今後どうしていくかという問題が出てきます。その上で、また公営住宅につきましてはどういう形で持っていくのかについては今後の課題になるだろうかと思っております。

ただ、和束町の公営住宅施策につきましては、あくまでも低所得者住宅ということになっておりますので、低所得者についてどのように対応するかにつきましては、今後の課題になろうと思いますので、ご理解と今後の計画につきましてのご支援をお願

いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今の髙山議員の質問に少しだけ補足で、何点かだけ町長に伺いたいと思います。

今、町長の方から、今後の町としての公的な住宅の方向性については、今までもそうでしたけども、基本的に低所得者住宅といった方向で、それ以上のものではないというような話をされてましたけども、今後、そういった方をそこにやっていくってことはもちろん大事なことですけれども、今年トンネルも開通を予定をされていて、いろんな方が和束町に関心を持って来ていただいてるという状況の中で、そういった方をどう定住に結びつけていくかということは、遠い将来の問題ではなくって、大変喫緊の課題だと思うんですね。

前にも言いましたけれども、やはり単に公営住宅法にあるような国のそういう施策だけじゃなくて、町として独自にそういう方を受け止めて、若い世代などを中心に受けられるような住宅を公的に幾つかでも、今後、計画的に整備していくということは、やはり不可欠ではないかというふうに思うんですけどね、そのあたりは、今、第５次総合計画の見直しをされようとしてますけども、その中にそういう住宅政策というのを盛り込んでいかないと、やはりどんどんそういったものが遅れていくんじゃないかと思うんですね。その辺の町長のお考えどうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

第５次総合計画の中にありますように、住宅につきましては、まず空き家を活用し

たいという考え方でございます。この中で一番問題が出ているのは、空き家でもいいが、部屋数が多すぎるとか、住宅面積が大きすぎるので、なかなかというような議論も出てます。これに対してどのように対応していくかについては、今後も検討しながら、また改修の費用等も含めながら検討もしていきたいというふうに思っておりますので、その点についてはご理解ください。

それと、いつも岡本議員がおっしゃられますように、低所得者に対する対策というのが一番大事だと思っております。これにつきましては、公営住宅につきましても低所得者に対する対策ということで現行続けておりますので、この点についてはこのご理解でお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

もちろん低所得で、住む場所をしっかりと提供していくということは、これまでどおり必要なことですけれども、それとはまた別に、今後、若い世代とか、子育て世代とか、これから移住される方とかも含めてですね、やはり公的な住宅でどう受け止めていけるかということがやはり検討していく必要があるんじゃないかって言ってるんですね。

いわゆる空き家の活用というのはもちろんこれまでもやってこられたし、実際、現場のほうでは努力されてるのも知っておりますけども、そこでも空き家だけではやはり限界があるというのが実態だと思うんです。空き家で全て受け止めていくというね、例えば、移住者の方を全てそれで受け止めていくということではやはり限界があると。基本的に個人の持ち物ですから、それに何か当てにして全てそれで受け止めてもらおうなんていうのはやはり限界があると思います。ですから、町として、トンネルの開通というような時期を迎えている中で、それができてからゆっくり考えるという問題ではないんじゃないかって言ってるんですね。

低所得者への問題もそうですけども、これから定住人口を増やしていくということが方針でお持ちであるんであれば、前の堀町長のときにも言っておりましたけどもね、やはり住宅を町として一定数は責任を持って整備していくと。一定、町で家賃を設定できて入りやすい、そういった住宅も、今後、計画的に整備していく必要が私はあると思います。ですので、町長として、今回新しく自分で予算を組まれたわけですけども、そこをやはりちょっとしっかり位置づけてもらいたいなと思うんですけども、もう一度答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員のおっしゃることは重々私も考えております。ただ、それをすぐ政策に回すかどうかにつきましては、ほかの部分が私の中には若干懸念する部分もありますので、現段階では低所得者住宅プラス一般住宅の建設につきましては、計画を見合わせているところでございます。

これにつきましては、まずは雇用を何とかしない限りは定住していただけない。単に賃貸でその期間だけここに住まれてまた出ていかれると、住宅を整備した意味もなくなりますので、まず雇用がここに生まれる、そのことから、ここに定住していただけるような方を対象にした住宅を、今後、計画の中でまた検討してきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

５番、井上議員。

○５番（井上武津男君）

それでは、私のほうから１点だけお聞きしたいと思います。

住宅を解体する場合、一番問題になるのはアスベストの問題なんです。古い住宅で

和束の中でアスベストを使ってるところがあるかないか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

はい、お答えいたします。

アスベストを使っているところは実際あります。解体する前に全部アスベスト調査をしまして、適正な処理をしておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（吉田哲也君）

５番、井上議員。

○５番（井上武津男君）

ありがとうございます。

やはり一番人体に影響あるのがアスベストですので、適切に対処していただくようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１７号　和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１７号　和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時５０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時４１分～午前１０時５０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９、議案第１８号　和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第１８号の提案理由を申し上げます。

議案第１８号　和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のご提案を申し上げます。

「地方自治法の一部を改正する法律」が令和６年４月１日から施行され、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能になることに伴い、所要の改正をいたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１８号

和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

１枚おめくりください。

これが和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

その次に条例の新旧対照表をつけさせていただいております。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表の次のページでございます。

和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例　概要

「地方自治法の一部を改正する法律」が令和６年４月１日から施行され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和６年４月１日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

幾つか確認をさせていただきます。

一つは、今回の改正は地方自治法等の改正に伴うものという説明もありましたけれども、令和５年１２月２７日付で、総務省自治行政局公務員部長の名前で会計年度任用職員制度の適正な運用等についてという通知が出ておりますけれども、今回の改正というのはこれを踏まえたものであるかどうかの確認をしたいのと、それと、前にも当初予算の審議でも若干伺いましたけれども、改めて、この改正によって、今回、勤勉手当の支給ができるようになる方というのは、来年度の会計年度任用職員の雇用者の予定として何人ぐらいを予定されてるでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、会計年度任用職員の勤勉手当に関する部分につきましては、国の法律に準じて適用させていただくものでございます。

和束町につきましては、従来から和束町の条例の中で会計年度任用職員の期末手当、また、期末手当の支給する対象につきましては決めさせていただいております。今回につきましても、条例に基づきまして支給人数等につきましては決定をするものでございます。

なお、令和６年度の支給対象予定人員でございますが、会計年度任用職員２７名に対しまして支給をする予定でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

その対象になる方というのは、どういう条件での雇用になるでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

月額級の方が１６名、時間給の方が１１名でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

いわゆる週に何時間勤務時間があるというところで一定の線を引いておられると思いますけれども、その辺の基準についてはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

和束町の条例規則で定めております基準につきましては、週３日２０時間以上ということで定めさせていただいております。今回の勤勉手当につきましても、これに基づきまして支給をする予定でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それで、これも確認ですけども、国の方からの通知の中で言われています今回の勤勉手当の支給に伴う処遇の関係ですけども、一部自治体によっては、勤勉手当は出すけれども、その分、基本給とか、そういうものを下げたりとか、また勤務時間を短くするとかいう形を取って、勤勉手当が出たとしても収入自身は変わらないとかいうようなことをされている自治体もあるというふうに聞いておりますが、この通知ではそ

ういったことを厳に戒めているというふうに思いますが、和束町としてはそういった措置は予定もされてないし、取られていないということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、基本給を調整してというのは初めて聞きましたけども、和束町につきましては、当然、これまで勤務されてる方につきましては定期昇給もございますし、時間を減らしたということはございません。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

この通知の中にも、いわゆる財政上の制約を理由として行うことは趣旨に沿わないというふうにも書いてありますので、これまでもそういうことがないのであれば、今後もそういうことはぜひ守っていただきたいというふうに思います。

それと、最後にですけども、今回、勤勉手当が会計年度任用職員にも支給できるようになったこと自身は大きな前進だというふうに思います。同時に、この勤勉手当や期末手当の支給できる条件については、総務省の示している基準等では、先ほど和束町では週３日２０時間以上というふうに言われましたけども、いわゆる１５時間以上というのが一定の総務省の示している基準になってるというふうに伺ってるんですけども、もちろん最終的に規定するのは町のほうでできるということだと思いますけども、その辺の国との基準の違いというのはどういうところから出ているんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

さきの予算委員会でもご説明させていただきましたように、一般職員との差異がないようにということで、一般職員の基準を基に算定をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

いわゆる会計年度任用職員というのは１年契約というのもありますし、実際に基本的に大変不安定な状況があります。基本的には非正規という状況があります。そういった点で、やはりそこの処遇を改善していくということは、今、全国的にも大変大きな問題なってるとこですので、町として、先ほど町長も雇用というお話をされてましたけども、実際、和束町の役場というのは、ある意味、町内では最大の事業所であって、そこで多くの方が勤務をされて雇用の場になっていると。そこでの処遇を改善していくということは、町長が言われることで言えば、定住にもつながっていくということにもなりますので、会計年度任用職員の処遇の改善ということを今後ともぜひ改善いただけるようにお願いしたいと思いますけども、最後に、町長のその辺の考えをお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させいただきます。

私もそのとおりに思っております。とりあえずというよりも、きちっと国が出してる施策については基準を持って対応していきたいというふうに考えています。

会計年度任用職員につきましては、今言われるように非正規の部分もございます。職員として定数の中で業務を一定こなす、それの補佐的な形で必要な時間を必要な方にしっかりと補っていただけるような仕事をしていただいた方について基準を満たせるように持っていきたい。そして、言われるようにしっかりと雇用ができるようにも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１８号　和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１８号　和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第１９号　和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由および議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第１９号　和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

る条例の提案理由を申し上げます。

国又は本町以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本町以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等を行う職員に対し、災害応急作業等従事手当を支給するため改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から議案の説明をさせていただきます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１９号

和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

１枚おめくりください。

和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

次に、資料Ｎｏ．１９ということで新旧対照表を載せさせていただいております。

２ページをおめくりいただきまして、議長にお許しをいただいておりますので、和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例　概要に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。

国又は本町以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本町以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等を行う職員に対し、災害応急作業等従事手当を支給するため、所要の改正を行う。

（施行期日）

公布の日から施行し、改正後の規定は、令和６年１月１日から適用する。

１枚戻っていただきまして、今回の新旧対照表の中の別記１ということで載せさせていただいております。

改正後（案）ということで、今回、特殊勤務手当の種類といたしまして、災害応急作業等従事手当、１日当たり８４０円支給させていただくものでございます。こちらにつきましては、１月１日の能登半島地震におきまして石川県のほうから災害派遣の要請がございました。これに基づき、和束町でも１月１０日から職員を派遣させていただき、避難所の運営等に当たらせていただいております。

また、他の市町村につきましても、京都府と同様、一定の人数を派遣させていただきまして、現在も対応しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

それでは、少し確認をさせていただきたいと思います。

今回１月１日能登半島地震の派遣をされたということですが、これまでそういう災害地の派遣の有無、それと、その際そういった手当というのはどのようになっていたのか教えていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

髙山議員の質問でございますが、まず、和束町で最初に職員全体で取り組ませてもらいましたのが神戸の震災でございます。こちらにつきましては、和束町から２名、笠置町から１名、南山城村から１名ということで、計４の体制で水道の給水作業等に当たらせていただいた経過がございます。

また、東日本大震災、こちらのほうでも水道従事職員が給水車を持って派遣に行っていただいているというところでございます。

また、京都府の北部で重油のオイル漏れがあったことがございます。こちらにつきましても、災害派遣ということで職員を派遣しているところでございます。

併せまして、由良川の氾濫がございまして、旧大江町でございますが、こちらにつきましても職員の派遣をさせていただいたところでございます。

しかしながら、特殊勤務手当につきましては、その４回の派遣につきましては出していないという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

分かりました。

今、これまでの派遣状況ということで、主に水道ということかなというふうに思うんですが、それ以外に応急業務というのは何かすることってあるんですかね。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

髙山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども少し説明させていただきましたが、能登半島地震におきまして石川県から

の派遣要請ということで、京都府から従事している職員につきましては、保健師、また罹災証明の発行、そして一番大きなのが避難所の運営というところでございます。この避難所の運営につきまして和束町からもこれまで２名の職員を派遣させていただきました。これについて特殊勤務手当の対象になるということで国から通知が来たものでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

ということで、今回、災害応急作業等の従事手当８４０円ということで、私、思っているのは低いなという感覚を持ってるんですが、それと、応急作業の中で危険を伴うような、そういった作業がないのかどうかということですね。作業内容によっては、やはりもう少し幾つか項目があってもいいのかなというふうに思いまして、例えば、動物死体等の処理作業、これは１，０００円ですよね。それよりも低いわけですよ。なので、やっぱり状況に応じた手当のつけ方というのが必要じゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

髙山議員のご質問にお答えさせていただきます。

さきに畑議員のほうから相楽中部消防組合の報告ということでございましたように、消防の勤務につきましても８４０円という形になっているところでございます。消防の業務につきましては大変な作業ということで聞いております。和束町につきましては避難所の運営、また保健師の派遣、水道の給水という形の従事でございますが、国の基準がそのようになっておりますので、現在のところ、何とか８４０円でもという

ことでお願いするものでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１９号　和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１９号　和束町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第２０号　令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）、議案第２１号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第２２号　令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第２３号　令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）、以上４件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第２０号から議案第２３号の提案理由を申し上げます。

議案第２０号　令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、物価高騰緊急支援給付(補足給付)事業、簡易水道事業特別会計繰出、また、各事業の完了・精査に伴う減額等において、

議案第２１号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、簡易水道事業減債基金への積立、また、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替工事の完了に伴う減額等において、

議案第２２号　令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、簡易水道事業と同じく、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備等工事の完了に伴う減額等において、

議案第２３号　令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、保険事業勘定における、居宅介護住宅改修事業費などの介護保険給付費の減額等において、

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２０号

令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）

令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，４２０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億７，６３０万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

１枚おめくりください。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

単位につきましては千円でございます。

まず、歳入から説明申し上げます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

１款町税、３億７，１９１万６，０００円、△１，６８４万５，０００円、３億５，５０７万１，０００円。

１１款地方交付税、１７億９，４０６万２，０００円、６８３万２，０００円、１８億８９万４，０００円。

１３款分担金及び負担金、６，８１６万円、△１４２万２，０００円、６，６７３万８，０００円。

１４款使用料及び手数料、２，７２０万６，０００円、△８万４，０００円、２，７１２万２，０００円。

１５款国庫支出金、３億７，８４９万９，０００円、１，１８３万１，０００円、３億９，０３３万円。

１６款府支出金、１億７，５２８万１，０００円、△６００万７，０００円、１億６，９２７万４，０００円。

１９款繰入金、３億９９８万５，０００円、△２，４０７万６，０００円、２億８，５９０万９，０００円。

２１款諸収入、６，２０５万７，０００円、△１２万９，０００円、６，１９２万８，０００円。

２２款町債、１１億５，７３０万円、△２，４３０万円、１１億３，３００万円。

歳入合計でございます。４５億３，０５０万円、△５，４２０万円、４４億７，６３０万円でございます。

１枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

１款議会費、５，３５２万円、△６３万４，０００円、５，２８８万６，０００円。

２款総務費、６億８，０８６万２，０００円、△１，０６８万４，０００円、６億７，０１７万８，０００円。

３款民生費、１８億６，８３６万８，０００円、１，３２５万２，０００円、１８億８，１６２万円。

４款衛生費、４億８，１８８万５，０００円、△１，２９５万３，０００円、４億６，８９３万２，０００円。

５款農林業費、１億３，２５３万５，０００円、△１，０００円、１億３，２５３万４，０００円。

６款商工費、１億４，２１７万７，０００円、△６５万３，０００円、１億４，１５２万４，０００円。

７款土木費、３億６４１万円、△２，２５５万４，０００円、２億８，３８５万６，０００円。

８款消防費、２億９８万４，０００円、△２４２万９，０００円、１億９，８５５万５，０００円。

１０款災害復旧費、６，１１６万２，０００円、△１，７５４万４，０００円、４，３６１万８，０００円。

歳出合計でございますが、歳入合計と同額でございます。

１枚おめくりください。

第２表　繰越明許費補正でございます。

１　追加ということで、単位は千円でございます。

款、項、事業名、金額の順に説明申し上げます。

２款総務費、３項戸籍住民登録費、戸籍電算化事業４９１万９，０００円。

３款民生費、１項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、３億７，７６４万３，０００円。

同款、同項、物価高騰緊急支援給付（補足給付）事業、２，１１０万５，０００円。

４款衛生費、１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、８万円。

７款土木費、２項道路橋りょう費、石寺橋整備事業、８，１２６万９，０００円。

同款、同項、町道中溝学校線改良事業、１，６５０万円。

８款消防費、１項消防費、地域防災計画策定事業、７５４万１，０００円。

１０款災害復旧費、１項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、１，１００万円。

同款、２項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、１，０５０万円。

１枚おめくりください。

続きまして、第３表　地方債補正でございます。

１．追加、単位は千円でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、１７０万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該

見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続きまして、２　変更でございます。

こちらにつきましても、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明申し上げます。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、９億４０万円、証書借入又は証券発行、年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後の限度額９億２６０万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降につきましては、起債の目的、補正前限度額、補正後の限度額の順に説明申し上げます。

祝橋整備事業（過疎対策）、３，２９０万円、２，１３０万円。

橋梁補修事業（辺地対策）、５５０万円、５７０万円。

災害復旧事業、２，２５０万円、８００万円。

臨時財政対策債、１，１６０万円、９３０万円。

計９億７，２９０万円、９億４，６９０万円。

引き続き、予算に関する説明書　令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）、資料Ｎｏ．２０に基づきまして説明を続けさせていただきます。

１ページから４ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきたいと思います。

５ページ、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款、項、目、補正額、説明の順に申し上げたいと思います。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１款町税、１項町民税、１目個人、補正額△８３５万１，０００円でございます。こちらにつきましては、１節現年課税分で△６９０万６，０００円、このうち所得割△６７０万１，０００円が主なものでございます。

同款、２項固定資産税、１目固定資産税、補正額が△８２０万１，０００円でございます。こちらにつきましては、現年課税分で△４７７万８，０００円。主な内訳といたしまして、償却資産で△３９１万５，０００円、また２節滞納繰越分で△３４２万３，０００円を計上させていただいております。

１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、補正額６８３万２，０００円でございます。

１３款分担金及び負担金、１項分担金、１目災害復旧費分担金、補正額が△１７２万２，０００円、農業用施設災害復旧費分担金△１７２万２，０００円でございます。

１５款国庫支出金、おめくりください。２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、補正額が２，１１０万５，０００円でございます。こちらにつきましては１節社会福祉費補助金で、物価高騰対策地方創生交付金補足給付事業分を計上させていただいております。

同款、同項、６目土木費国庫補助金、補正額が△４０２万９，０００円でございます。主なものにつきましては、３節道路橋りょう費補助金△３１９万２，０００円。内訳でございますが、橋梁長寿命化修繕計画補助金△６７３万９，０００円、道路局所管補助金（橋りょう事業分）でございますが、こちらは３５４万７，０００円を増額で計上させていただいております。

次に、１６款府支出金、２項府補助金、１目総務費府補助金で補正額が△６８２万

円でございます。こちらにつきましては総務管理費補助金で、主なものでございますが、移住促進住宅整備事業費補助金△２７０万円、結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金△１９７万４，０００円、きょうと連携交付金（移住定住促進事業）が△１４７万５，０００円、同じく、きょうと連携交付金（景観保全事業）△２２２万１，０００円が主なものでございます。

次に、１９款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額△２，４０７万６，０００円、財政調整基金の繰入金の減額でございます。

２２款町債、１項町債、６目土木債、補正額が△９７０万円でございます。主なものにつきましては、道路橋りょう債の過疎対策事業債（祝橋整備事業）△１，１６０万円が主なものでございます。

同款、同項、９目災害復旧債、補正額△１，４５０万円。こちらにつきましては、１節農林業施設災害復旧債△９４０万円、このうち農業用施設災害復旧債△８１０万円、また２節公共土木施設災害復旧債では△５１０万円、河川災害復旧事業債△４１０万円が主なものでございます。

１１ページ、１２ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額４７８万２，０００円でございます。こちらにつきましては、職員人件費、職員手当等退職手当ということで５３９万６，０００円計上させていただいております。これは職員の早期退職分に係る負担金でございます。

次に、同款、同項、２目企画費で、補正額が△２，２０９万５，０００円でございます。１枚おめくりいただきまして、１３ページ、１４ページでございますが、主な減額の内訳でございますが、１８節負担金、補助及び交付金ということで△１，９４６

万６，０００円、移住・定住促進事業費で△１，３７９万７，０００円。内訳といたしまして、子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金が△５１４万７，０００円、移住促進住宅整備事業補助金で△８１０万円、また景観保全事業で負担金補助及び交付金になりますが、まちなみ修景事業補助金△４２０万円、大阪・関西万博きょうとの力の創出・発信事業、こちらは委託料になりますが、「茶の匠」からのおもてなし事業委託料△１００万円が主なものでございます。

１５ページ、１６ページをお願いいたします。

同款、９項自治振興費、１３目諸費で、補正額が１，６３９万９，０００円。こちらにつきましては２２節償還金利子及び割引料ということで、国・府返還金１，６３９万９，０００円を計上させていただいているところでございます。

同款、４項選挙費、６目町長選挙費で、補正額が△２５６万３，０００円。これは町長選挙に係る諸経費で減額をさせていただいております。

同じく、同款、同項、７目町議会議員選挙費で、補正額が△５３４万８，０００円。こちらも町議会議員選挙に係る事務諸経費で減額をさせていただいているところでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費で、補正額が△３３６万１，０００円でございます。主な内容でございますが、１７ページ、１８ページになります。総合保健福祉施設整備事業△１４６万６，０００円、このうち委託料で総合保健福祉施設整備設計業務委託料△２８６万１，０００円、備品購入等支援業務委託料で△８３万円、公有財産購入費、土地購入費で２４８万２，０００円を計上させていただいているところでございます。

１９ページ、２０ページをお願いいたします。

同款、同項、１４目物価高騰緊急支援給付ということで、補足給付事業でございます。補正額２，１１０万５，０００円。主な内容でございますが、１８節負担金、補助及び交付金、物価高騰緊急支援給付、補足給付事業でございますが、物価高騰緊急支

援給付金ということで２，０５０万円が主な内容でございます。

同款、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費で、補正額が△４２４万円でございます。こちらの主な内容でございますが、児童手当給付事業費ということで、児童手当で△３２４万円、子育て応援給付金事業で１００万円の減額を計上させていただいております。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費で、補正額が△２７３万円でございます。こちらにつきましては、保健事業諸経費の中の負担金補助及び交付金になりますが、相楽広域行政組合分担金（休日応急診療所分）で△１７３万円、扶助費になりますが、未熟児養育医療給付で△１００万円を計上させていただいております。

２１ページ、２２ページをお願いいたします。

同款、同項、４目環境衛生費で、補正額△６７４万３，０００円でございます。主な内容でございますが、２７節繰出金ということで簡易水道事業特別会計繰出金で増額の３７３万円、下水道事業特別会計繰出金で△１，０４７万３，０００円を計上させていただいているところでございます。

２３ページ、２４ページをお願いいたします。

７款土木費、２項道路橋りょう費、３目道路新設改良費、補正額△１，３６３万２，０００円でございます。主な内容でございますが、橋梁長寿命化修繕事業、委託料、橋りょう点検調査業務委託料△５０７万６，０００円、祝橋整備事業で△８５５万６，０００円、２５ページ、２６ページをお願いいたします。また、工事請負費で△２０７万２，０００円が主な内容でございます。

同款、５項住宅費、１目住宅管理費で、補正額△８５９万９，０００円でございます。こちらにつきましては町営住宅管理事業費ということで、工事請負費△８２７万２，０００円が主な内容でございます。

８款消防費、１項消防費、５目災害対策費、補正額△１４０万円でございます。こちらにつきましては、１８節負担金、補助及び交付金ということで、木造住宅耐震改

修事業補助金△１４０万円を計上させていただいております。

１０款災害復旧費、１項農林業施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費、補正額△８０１万円ということで、内容でございますが、農業用施設災害復旧事業（補助・現年）でございます。こちらで△６５１万円、農業用施設災害復旧事業（単独・現年分）で１５０万円の減額を予算計上させていただいております。

同款、同項、２目農地災害復旧事業費で、補正額が△３５０万円でございます。２７ページ、２８ページをお願いいたします。こちらにつきましては、農地災害復旧事業（補助・現年）で△２００万円、また農地災害復旧事業（単独・現年）で△１５０万円を計上させていただいております。

同款、２項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋りょう施設災害復旧費で、補正額が△２０４万３，０００円でございます。こちらにつきましては、道路橋梁災害（補助・現年分）で△２０４万３，０００円を計上しております。

同款、同項、２目河川災害復旧費で、補正額が△３９９万１，０００円、河川災害の補助現年分として△３９９万１，０００円を計上させていただいているところでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

特別会計につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第２１号の説明をさせていただきます。

議案第２１号

令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところ

による。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７１０万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

おめくりください。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明します。

主なもののみとさせていただきます。

１款使用料及び手数料、１項使用料、１億８５６万３，０００円、△２４３万６，０００円、１億６１２万７，０００円。

６款繰入金、１項一般会計繰入金、８，４１３万５，０００円、３７３万円、８，７８６万５，０００円。

歳入合計、２億５２０万円、１９０万円、２億７１０万円。

おめくりください。

歳出でございます。

１款総務費、補正前の額７，２８３万５，０００円、補正額△２５９万円、計７，０２４万５，０００円。

２款施設費、補正前の額５０万円、△５０万円、０円。

３款公債費、１億３，０８１万４，０００円、△１万円、１３億８０万４，０００円。

４款基金積立金、補正前の額１，０００円、補正額５００万円、計５００万１，０００円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第２表　地方債補正

１　変更

起債の目的：公営企業会計適用債、補正前、限度額６６０万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額６５０万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。補正前限度額、計６６０万円、補正後限度額、計６５０万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書　資料Ｎｏ．２１をお願いします。

１ページから４ページまでは議案書と重複しますので、５ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款使用料及び手数料、１項使用料、１目水道使用料、補正額△２４３万６，０００円、１節現年度分でございます。

６款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額３７３万円、１節一般会計繰入金でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額△２５９万円。主なものといたしましては、需用費で△１４１万１，０００円、委託料△１１４万４，０００円です。

４款基金積立金、１項基金積立金、１目基金積立金、補正額５００万円、簡易水道事業減債基金積立金でございます。

以上、議案第２１号の説明を終わります。

続きまして、議案書のほうをお願いします。

議案第２２号の説明をいたします。

議案第２２号

令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，５００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，１８０万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

おめくりください。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

１款分担金及び負担金、補正前の額８４０万円、△５６万７，０００円、７８３万３，０００円。

２款使用料及び手数料、３，２７２万３，０００円、△４０万２，０００円、３，２３２万１，０００円。

５款繰入金、１億３，１７７万３，０００円、△１，０４７万３，０００円、１億２，１３０万円。

６款繰越金、２１０万円、２４万５，０００円、２３４万５，０００円。

７款諸収入、４，０００円、△３，０００円、１，０００円。

８款町債、６，１８０万円、△３８０万円、５，８００万円。

歳入合計、２億３，６８０万円、△１，５００万円、２億２，１８０万円。

おめくりください。

歳出でございます。

１款総務費、２，２２０万６，０００円、△２５３万８，０００円、１，９６６万８，０００円。

２款管理費、５，９３３万２，０００円、△１，２３４万１，０００円、４，６９９万１，０００円。

３款諸支出金、５万円、△２万円、３万円。

４款公債費、１億５，４７１万２，０００円、△１０万１，０００円、１億５，４６１万１，０００円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第２表　地方債補正

１．変更

起債の目的：下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、補正前、限度額３７０万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額０円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

下水道事業（公営企業会計適用債）、６６０万円、起債の方法、利率、償還の方法については上記と同様でございます。

補正後、限度額６５０万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては上記と同様でございます。

補正前限度額計１，０３０万円、補正後限度額計６５０万円。

続きまして、予算に関する説明書　資料Ｎｏ．２２をお願いいたします。

１ページから４ページまでは議案書と重複しますので、５ページをお願いします。

歳入でございます。

主なもののみとさせていただきます。

５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額△１，０４７万３，０００円、１節一般会計繰入金でございます。

おめくりください。

８款町債、１項町債、１目下水道事業債、補正額△３８０万円、１節特定環境保全公共下水道事業債でございます。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額△２５３万８，０００円。主なものといたしましては、職員人件費等で△２４１万６，０００円。

２款管理費、１項施設管理費、１目処理場管理費、補正額△１，０２８万１，０００円。主なものといたしましては、処理場運転管理等委託料△３０３万６，０００円、工事請負費△３７４万８，０００円。

続きまして、１３ページをお願いします。

給与費明細でございますので、後ほどお目通しください。

以上、議案第２２号の説明を終わります。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時５３分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

それでは、私から、議案第２３号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２３号

令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１７６万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億４，５３４万円とする。

２　保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月２１日提出

和束町長　馬場　正実

１枚おめくりいただきまして、第１表　歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

１款保険料、１億４，３９４万２，０００円、△３８万３，０００円、１億４，３５５万９，０００円。

３款国庫支出金、１億７，０７７万１，０００円、△３９万６，０００円、１億７，０３７万５，０００円。

４款支払基金交付金、１億９，０６２万９，０００円、△４０万８，０００円、１億９，０２２万１，０００円。

５款府支出金、１億７９７万９，０００円、△２３万８，０００円、１億７７４万１，０００円。

７款繰入金、１億１，０８９万８，０００円、△３３万５，０００円、１億１，０５６万３，０００円。

歳入合計、補正前の額７億４，７１０万円、補正額△１７６万円、計７億４，５３４万円。

１枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

１款総務費、１，０２２万４，０００円、０円、１，０２２万４，０００円。

２款保険給付費、６億８，２６６万２，０００円、△１５１万円、６億８，１１５万２，０００円。

４款地域支援事業費、３，４３６万５，０００円、△２５万円、３，４１１万５，０００円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書　令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）、資料Ｎｏ．２３をお願いいたします。

１ページから４ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます。

５ページ、６ページのほうをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。

科目、補正額、説明の順に朗読で説明させていただきます。主なもののみの説明とさせていただきます。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料、補正額△３８万３，０００円、１節現年度分特別徴収保険料△３７万１，０００円でございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、補正額△３０万２，０００円、１節現年度分でございます。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正額△４０万８，０００円、１節現年度分でございます。

２枚おめくりいただきまして、続きまして、歳出でございます。歳出も同様の説明とさせていただきます。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、８目居宅介護住宅改修費、補正額△１１２万円、１８節負担金、補助及び交付金でございます。

１枚おめくりいただきまして、１１ページ、１２ページをお願いいたします。

４款地域支援事業費、３項包括的支援事業・任意事業費、５目任意事業費、補正額△２５万円、１３節使用料及び賃借料ということで、これにつきましては、管外での事業を計画しておりましたが、参加者が少なかったため、事業変更したものに伴う減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

一般会計補正予算の１４ページなんですが、ここに移住促進住宅整備事業補助金△８１０万円とございます。これは空き家の整備というようなことかなというふうに考えているんですが、空き家を確保するのに、これまでどういうような形で空き家バンクの登録なり、そういった確保をされてきたのかご説明をお願いしたい。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

髙山議員のご質問にお答えさせていただきます。

空き家の登録をどのようにやってきたかということでございますが、まず、第１に、４月の初区長会になるんですけども、初区長会で、一応、空き家バンク制度の趣旨のご説明をさせていただきます。その次に、固定資産税の納税通知のほうに、所有者の方に向けまして空き家バンク制度のチラシの送付をさせていただいております。過去には、各区長、役員の方を対象に説明会もさせていただいたという経緯もございます。

また、令和５年度なんですけども、大家、所有者向けに相談会というのも実施はさせていただいたんですが、説明にお見えになる方はおられなかったというところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

区長会のほうで説明されるということでございますが、そのときに各区内の空き家の状況というのは、区長会なり、そういったところで空き家の件数というか、戸数は

把握できているんですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

昨年度末の戸数ではございますが、８３軒が空いているという報告を受けているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

８３軒空き家があるということで、先ほど説明ありましたように、納税通知書送付のときに案内をするとか、そういった形で案内はされてるけども、登録がされないという状況なんですが、これまで空き家の持ち主に対して行政の方からもう一度訪問されて、そういうお話をされるとか、そういったことはなかったんですかね。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

直接、空き家の所有者の方に対してこちらから訪問してお願いしたということは、私が担当課長をさせていただいてからは、そういうことはございませんでした。

○議長（吉田哲也君）

４番、髙山議員。

○４番（髙山豊彦君）

朝から質問の中で、町長も移住者の推進に向けては空き家を中心にということでございますけれども、やはり８３軒の空き家が今あるという、そういう中でですね、それをどう空き家バンクに登録していただけるか、その取組が大事だと思うんですね。なかなか待っていても登録はされないと思いますので、やはりそれをどういうふうな

形で登録していただけるか、そういった取組がやはり重要かなと思いますし、以前も他の議員からもありましたが、移住希望者は非常に多い。以前からも聞いてますよね、１００件程度あるということですから、やはりそこは受け皿をどうつくっていくかということも大事な取組だと思いますので、そこはこれからいろんな各区長なり、また協力もいただきながら、それをどう確保していけるかという取組が大事だと思いますんで、そこはまたしっかりとやっていただきたいと思いますが、町長はその辺はどう考えておられますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させいただきます。

先ほど岡本議員のところでも答弁させていただきましたとおり、空き家がある、移住者が希望しているという中で、一番の大きな問題は大きすぎるとか、なかなかそれだけのものが保てないというような話が出てます。その辺も含めて、もうちょっとスマートな体系をつくれるような計画を練っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思いますが、まず、一般会計の１４ページの自治振興費の中の町葬実施事業についてですけども、決算もまたありますので、そのときに詳細についてはまた議論したいと思いますけども、少なくとも、町葬については、住民の中にも実施についていろんなご意見もあったし、また、その前の年のいわゆる安倍元総理の国葬といったものもかなり国民的ないろんな議論もある中で、それでもやられた中で、いろんな課題もあった中での今回、町葬も実施するというふうに町長

は判断されました。ですから、やはりそういった意味では、その是非はともかくとしましても、やられた以上はしっかりと報告していただきたいと思うんですね。どういう内容で、また、どこまで招待されて、どれだけ出席があって、どういう中身でされたのかということを議会にも、また住民にもちゃんと報告されて、検証可能なようにしていただきたいというふうに思うんですけども、今後そういった町葬を実施された報告なり、議会や住民の方にされるという予定はありますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

町葬につきましては、今、記憶に定かではないんですけども、たしか広報のほうで出させていただいたと思っております。支出につきましては決算等もございますので、その段階で整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

町葬をやりましたという数行の報告だけじゃなくて、もちろん決算のそういうお金の流れもそうですけども、やはり一定のそういう招待される方のリストをつくって私たちにお示しいただいてですね、こういう形でやりたいというふうに言われたわけですから、それで実際やられたわけですから、そういうことじゃなくて、ちゃんと報告をつくっていただいて、どうやったのかということをちゃんと示していただきたいと。ああいう簡単な広報じゃなくて、ちゃんと報告書として出していただきたいというふうに思いますけども、その辺を町長にもう一度そういったことでやっていただきたいということで、当然やっていただけると思いますけども、その辺、答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、あと、特定健診のことで、これは２０ページですね、特定健康診査委託料というのでありますけども、今回後期高齢が出てませんので、具体的に読めませんけど、関連して、一応、健診事業はされてると思います。特に高齢者の方、６５歳以上の方、また７５歳以上の方の中で、この項目の中にいわゆる聴覚検査ですね、耳の関係の検査というのは含まれてるかどうか、その辺、答弁いただきたいと思います。町長からお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁します。

すいません、検査項目の細かいところまでは私も記憶しておりませんので、担当課長のほうから答えさせます。

町葬の件につきましては、一定の整理はさせていただいておりますので、また、いろいろな情報等の出せるところにつきましては、出していくようにさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の被保険者の方への特定健康診査におきまして、また、後期高齢の被保険者におきます健康診査ですね、こちらにつきましても、聴覚検査については実施しておりません。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それで、今、いわゆる全国的にも、また近隣のとこでもいわゆる高齢者の補聴器の補助を実施する自治体も増えてきております。購入するときの補助ですね。その際に、やはり聴覚の検査をする中で、実際のそういう聞こえの状況を確認する、そういったことをされてるところも出てきてるというふうに聞いております。聞こえの問題っていうのは、高齢者にとってやはり生活のクオリティの問題もそうですし、また、ひいては認知症等の兆候というものもキャッチしていく意味でも大変大事な中身になっているというふうに伺っております。そういう点で、今後そういった聴覚に対する検査等の項目も検討いただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今現在、聴覚検査について検討はしていないところでございますが、今後、健康診査の健診項目ですとか、また国のほうからも改正等もございますので、それに合わせまして、また検討等必要になります折には、もちろん検討等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

それと、介護保険の関係で一つ伺いたいんですけども、介護保険の事業といいますか例規集等を見ておりますと、介護保険という項目の中に含まれている事業なんです

けども、いわゆる要介護の状況にある方でありますけども、サービスを受けられていない方で家族が介護してるというような状況の方について、いわゆる激励金といいますか、そういった意味での手当を支給する事業があったと思うんですけども、その辺どういう事業であったかということと、現在その支給対象というのはおられるのかどうか、その辺、答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては要介護５の重たい方で、今、岡本議員の質問の中にもありましたように、サービスを一切受けておられない方につきまして、激励という形での部分で予算にも計上させていただいております。ただ、実績といたしまして、私の記憶する限りでは、まだそういった該当した方というのは記憶にはないんですが、ただ、福祉課といたしましては、当然ながら適正な介護を受けていただくという観点から、そこまで重たい方につきましてはサービスの方を当然お勧めさせていただいているわけなんですけども、今のところ、私が知る限りでは、まだ該当者はいらっしゃらないと思います。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

介護保険制度ができてから、もちろん介護性サービスを受けられる方というのは多く増えてきてるというふうに思いますし、要介護５ぐらいの方で家で介護するというのは、現実的に見てなかなか大変だという状況もある中で、そういう制度があっても対象にならない方が多いというふうに思うんですね。

介護保険料自身も制度発足当初に比べて３倍ぐらいになってきておりますし、また、

利用料等についても一定負担が増えてきているという状況がございます。そういった意味では、仮に介護サービスを受けておられましても利用料等の負担も大きいですし、また２４時間、何らかのサービスを受けられるという状況もありませんので、それでは家族の方の負担というのは、いろんな意味で大変大きいと思うんですね。やはり経済的にも以前に比べて大変負担が大きくなってきている、そういう意味では、いつでしたかね、介護激励金というのはもうちょっと広い範囲で手当があった時期もあったと思うんですけども、今こういう状況から考えますと、一定そういった新たな実効性のある負担軽減の意味での激励金のような、そういったものもやっぱり必要になってきてるんじゃないかというふうに思うんですね。

どのぐらいどの程度となるにしても、そういった制度があっても対象にならないんじゃなくて、一定そういう広く対象になるような介護者に対する支援というのも考えていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北　広光君）

はい。お答えいたします。

先ほどの要介護５と言いましたけど、要介護４、５の間違いでございます。訂正させていただきます。

今ありました質問でございますが、確かにおっしゃられるとおり、在宅介護されておられる、施設のほうに入られてる方につきましても、介護の個人負担の費用というのは年々多くなっているというのは重々承知しているところでございます。ただ、今、現行ある慰労金制度だけを取っていいますと、これにつきましては在宅でサービスを受けておられないということでございますので、また今ありましたサービスを受けておられてても費用の相当数かさむ方につきましては、全国的な各市町村の動向等を勉強させていただきながら今後考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたし

ます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

そういったことも含めて、今後ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それと、いわゆる保健福祉総合施設の建設が来年度完成向けて取り組まれるわけですけども、それに関連して、施設の整備前に、今、社協等が老人福祉センターを使って業務をしておられます。１年後ぐらいにはまた新しい施設に移られると思うんですけども、今後、老人福祉センター自身の有効活用といいますか、あのスペースを新しい施設ができた後にサテライト的にどのように活用できるかということも、私も子育ての関係で今利用させてもらってるんですけども、あれはあれですごくいいスペースだというふうに思うんですよね。そういう点で、施設の整備と併せて、あの施設が空いたときに今後どのような活用方法というか、有効活用に向けた検討をされてるのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに、現段階では社協等の臨時的な事務所に使わせていただいております。もともと行政財産として建設したものでございますので、その目的に合致したような使い方をしていきたいというふうに思っておりますけども、多種多様性の中でいろいろ活用できるところについては活用できるように使いたいと思っております。

今、具体的にあの施設を老人以外に使うということについては検討はしておりませんけども、今後１年間かけて、ほかの施設も含めまして使い方も検討してきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

ぜひ、お願いしたいと思うんですね。

この間のいわゆる総合保健福祉施設の関係で今日請願も上がっておりましたけども、ああいう茶の関係とかのですね、あそこは老人福祉センターの中に実はあるんですよね。奥に小さい部屋ですけども、和室がありますけども、そこに一応炉も切ってあって、多分そういうふうにも考えてはったんだと思うんですけどね、基本的に物置になっております。そういった意味ではもう一度あの施設の機能であるとかいうものを見直していただいて、どういう形が一番有効活用できるのかということも含めて検討いただきたいと思います。

最後ですが、今後の総合保健福祉施設のこともそうなんですが、前にもちょっと要望しておりました高齢化に伴っての役場トイレ等での高齢者の方が使われるようなサニタリーボックスというものをつけられるところも増えてきております。前にも紹介しましたが、城陽市等でも市役所の中のトイレ等でそういうものをつけて使えるようにされてるところもございます。今後、新しい施設の整備も含めてですけども、この役場庁舎も含めて、そういう高齢化に伴う、そういった状況も今後ぜひ具体的に検討いただきたいというに思っておりますけども、前にも言っておりますので、その辺の検討状況や見通しについてもしあればお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

前回の質問いただいたときもお答えさせていただきましたが、予算ができましたら対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第２０号　令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２０号　令和５年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２１号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２１号　令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２２号　令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号　令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２３号　令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）を原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２３号　令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１２、発委第１号　和束町議会委員会条例の一部を改正する条例、発委第２号　和束町議会会議規則の一部を改正する規則を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田委員長。

○議会運営委員会委員長（岡田　勇君）

それでは、発委第１号　和束町議会委員会条例の一部を改正する条例、発委第２号和束町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。

令和５年の地方自治法の一部改正に伴い、現在の社会情勢等に照らした所要の整備等を行うため、標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部が改正されたことから、和束町議会委員会条例及び和束町議会会議規則の改正が必要となったものです。

主な内容は、委員会条例においては、特別委員会の設置に関する第５条の文言の整理等、委員の選任に関する第７条の文言の整理等です。

また、会議規則においては、会議時間に関する第９条の規定での宣告手続、携帯品に関する第１０３条の規定の文言整理等の改正であります。

それでは、議案の説明を行います。

発委第１号

和束町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに和束町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

令和６年３月２１日

提出者　　和束町議会運営委員会委員長　　岡田　勇

和束町議会議長　　吉田　哲也　様

同じく、発委第２号

和束町議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに和束町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

令和６年３月２１日

提出者　　和束町議会運営委員会委員長　　岡田　勇

和束町議会議長　　吉田　哲也　様

それでは、簡単に内容を説明させていただきます。条文の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、委員会第５条は、第２項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理するとともに、第３項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。」を新設するものです。

なお、第３項は、特別委員の選任について規定した第７条第３項の規定中、一部重複部分を削除した上で、第５条第３項に移動するものです。

また、第７条は第２項を削除し、第３項の特別委員の在任期間に関する規定中「議会において選任し」を削り、第５条第３項に移動させ、第１項を第２項とし、第４項を第１項とし、第５項から第７項までを２項ずつ繰り上げるものであります。

これまでの規定では、委員の選任の時期に関する適用関係が条文上明確でなかったことや、その時期自体、町村により様々であり誤解が生じるものとなっていたことから整理するものであります。

次に、会議規則の改正であります。

まず、会議時間に関する第９条の規定です。

第２項は、会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更するこ

とができることを規定する会議時間変更手続に関する原則の規定となっています。

また、第３項は、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時間を変更する必要があるときや、審議未了のままの閉会を防ぐため、定例会最終日の休憩中に閉議時刻を延長する必要があるときといった、会議中でないときの会議時間の変更を規定するものです。

そして、携帯品に関する第１０３条の規定です。

「外とう、襟巻、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、「つえ、写真機及び録音機」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものです。

施行期日につきましては、委員会条例、会議規則とも公布の日からとなります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

発委第１号　和束町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第１号　和束町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

発委第２号　和束町議会会議規則の一部を改正する規則を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第２号　和東町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第１３、発議第１号　被災者生活支援制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○６番（岡本正意君）

発議第１号の提案理由を申し上げます。

今年の元旦に発生した能登半島地震では、震度７の強い揺れや液状化などにより多くの住宅・家屋が甚大な被害を受け、いまだ多くの被災者が自宅に戻れず避難所生活を強いられています。住宅の早期再建は生活再建を進める上での土台中の土台になるものですが、現在の生活再建支援法での支援金が最大３００万円であり、極めて不十分な内容にとどまっています。支援金の大幅な増額は能登半島地震被災者の生活再建にとって重要であるとともに、地震をはじめとする自然災害は、本町も含め、いつどこで発生するか分からないだけに、被災したときに備え、支援をより安心できる水準に引き上げることが切実に求められていると考え、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第１号

被災者生活支援制度の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和６年３月２１日

提出者　　和東町議会議員　岡本正意

和東町議会議長　　吉田哲也　様

被災者生活支援制度の拡充を求める意見書

能登半島地震では多くの家屋が倒壊するなど甚大な被害を受け、被災者の生活基盤の回復・再生と被災地の復興を進めるためにも住宅の再建が急務となっています。その重要な役割を果たすのが「被災者生活再建支援制度」ですが、現行の支援内容ではふさわしい水準となっていません。

この制度は、１９９５年の阪神淡路大震災をきっかけに創設され、その後の改正を経て支援金は最高３００万円まで引き上げられたものの、住宅再建には甚だ不十分な支援水準にとどまっています。しかも、この間の建設資材価格の高騰が影響し、現行の上限額の維持では実質は目減りしているのが実態であり、支援範囲の拡大とともに大幅な支援金増額が不可欠となっています。それは、当面の能登半島地震だけでなく、今後も起こり得る自然災害による生活基盤の被害の再建にとっても急務です。

日本は世界でも有数の災害多発国であり、どこでも誰でも被災地、被災者になる危険性があり、さらに地球温暖化による急激な気候変動の影響により災害規模も拡大傾向にある中、被災者生活支援制度の抜本的な拡充は避けて通れない緊急課題です。

以上のことから、政府においては、今回の能登半島地震も踏まえ、一部損壊や準半壊も対象とするなど、支援範囲の拡充や支援金を最低でも倍増させるなど、被災者生活支援制度をより実効性のある安心できる制度に早期に拡充するよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和６年３月２１日

内閣総理大臣　岸田　文雄　様

財務大臣　鈴木　俊一　様

国土交通大臣　斉藤　鉄夫　様

内閣府特命担当大臣（防災）　松村　祥史　様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、井上議員。

○５番（井上武津男君）

お聞きしますけれども、この支援制度で３００万円から６００万円に上がったというふうに聞いていますけれども、違うんでしょうかね。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今回、能登半島の地震については、一定条件をつける中でそういったことも聞いておりますけれども、恒常的などこでも対象になるというふうにはなっていないというふうに思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１号　被災者生活支援制度の拡充を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第１号　被災者生活支援制度の拡充を求める意見書は、否決されました。

日程第１４、発議第２号　「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○６番（岡本正意君）

発議第２号についての提案理由を申し上げます。

昨年明るみになった自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題はますます疑惑が深まり、泥沼状態となっております。裏金づくりは意図的、組織的に長期にわたり行われてきたことは明白であり、明らかに違法、つまり犯罪であります。にもかかわらず、この間の国会審議でも、衆参で開催されている政倫審でも自民党は知らぬ存ぜぬの無責任な態度に終始し、罪も責任も曖昧にしようとしております。私たち国民には１円単位での税や所得の申告を求めながら、あれだけ多額の裏金を、いつから、何のために、何に使ったのかを一切明らかにせずごまかそうとすることは絶対に許されません。この多くの国民が怒っている根本的な疑惑、疑問に政府も自民党もしっかり答えるべきであることから、本意見書を提案いたします。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第２号

「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和６年３月２１日

提出者　　和束町議会議員　岡本正意

和束町議会議長　　吉田哲也　様

「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書

自民党派閥による政治資金パーティーを利用した裏金づくり問題は、まさに底なしの様相となっています。この間、自民党が行った極めて不十分な内容のアンケート調査でも、衆参で計８５人が裏金に関与したと認めていますが、いつから、何のために、誰の指示で、何に使われたかなどは全く不明であり、全容解明は待ったなしです。

政治資金収支報告書の偽造は違法であり、しかも裏金づくりは、意図的・計画的に長期にわたり組織的に行われてきた事実も明らかになっており、単純な事務的なミスではなく、明白な犯罪行為にほかなりません。これに加え、脱税や裏金による選挙買収の疑惑まで浮上しています。本来なら説明責任を果たし直ちに議員辞職するのが当然にもかかわらず、ほとんどの議員は弁明すらせず、早期に幕を引こうとしています。

このような無責任な自民党の姿勢に国民の怒りが広がっています。物価高騰や長期の経済不況などで生活や生業の困難が深刻化する一方で、企業や団体から多額のパーティー券収入を得るだけでなく、組織的、計画的、意図的に多額の裏金づくりに長年励んでいたなど言語道断であり、全容の解明が不可欠です。そのためにも、自民党自身がしっかり説明責任を果たすことは当然ですが、それができないなら、偽証罪にも問われる証人喚問で明らかにする必要性があります。

その上で、本気で再発防止を図るならば、裏金問題の根本にある企業団体献金をパーティー券も含め全面的に禁止することが今度こそ不可欠です。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和６年３月２１日

衆議院議長　　額賀福志郎　様

参議院議長　　尾辻　秀久　様

内閣総理大臣　　岸田　文雄　様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

賛成です。

発議第２号　「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書についての賛成討論を行います。

本意見書を議会運営委員会に提案した時点から３週間ほどの間にも、自民党の裏金問題を巡り次々と疑惑が明らかになる中、まさに底なしの事態となっております。その一番の原因は、岸田総理も含め、自民党の裏金問題に対する無責任で危機感のない姿勢にあります。

この間、衆参両院で開催されてきた政治倫理審査会では、出席した自民党議員は弁明にもならない言い訳を繰り返し、何を聞かれても「自分は知らなかった」と責任逃れに終始し、真相解明どころかますます疑惑は深まり、証人喚問しかない状況となっております。

岸田総理や自民党は、安倍派など主な派閥の幹部などへの党内処分で幕引きをしようと躍起になっておりますが、意見書でも指摘しているように、今回の裏金問題は明らかな違法であり、犯罪行為であり、本来なら離党や党役員の辞職程度で済むものではなく、議員辞職はもちろん社会的に断罪されなければならない問題です。速やかに証人喚問に応じ、多くの国民が怒り、疑問を抱いている多額の裏金づくりを一体いつ

から、誰が、何のために始めたのか、何に使ったのかを洗いざらい真相を明らかにすべきです。

同時に、裏金問題の一番の核心は、企業団体献金による政治家や政治の買収が行われていることにこそあります。政治資金パーティーによる資金集めは形を変えた企業団体献金であり、集めたお金の一部や時には全額をキックバックと称して、法をかいくぐって私腹を肥やしていた、表に出せないお金で選挙資金などに充てていたのではないか、これが裏金問題です。これ自身も大問題ですが、一番の問題は、有権者・国民の１票を基礎に行われるべき政治が企業団体献金という金の力で歪められ、国民生活よりも企業利益を優先する政治が行われていることです。

岸田総理は、１９７０年代の最高裁判決を持ち出して、企業の政治活動は自由であり、献金も許されていると答弁を繰り返していますが、その後にロッキード事件や佐川急便汚職、リクルート事件などの金権汚職事件が相次ぎ、それを受けて企業団体献金を禁止し、代わりに政党助成金を創設する流れになったのが今の到達です。

実際、政治家個人への献金は禁止されております。にもかかわらず、政党支部や政治団体への献金とともに政治資金パーティーという「抜け穴」をつくって企業団体献金を温存、継続したことが今回の裏金問題につながり、カネの力で政治を歪め、国民生活よりも企業利益を優先する政治につながっております。それが、長年にわたる日本経済の低迷と社会保障や国民生活の破壊、展望も希望も見えない政治状況の根本原因となっております。ゆえに、企業団体献金を全面的に禁止、廃止することは、今回の裏金問題の再発防止だけではなく、国民の命と暮らしを何より優先し大切にする当たり前の政治に転換するためにも必要不可欠であることを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第２号　「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第２号　「裏金」問題の全容解明と再発防止を求める意見書は、否決されました。

日程第１５、発議第３号　介護報酬改定に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○６番（岡本正意君）

発議第３号の提案理由を申し上げます。

意見書の冒頭で触れている訪問介護の報酬引下げを、先日、厚生労働省が正式に告知しました。訪問介護事業は全国的に４割以上の事業所が赤字経営を強いられており、特に本町のような集落間が離れている山間地等での介護を支え、担っている中小零細の事業所が厳しい経営状況となっています。

今回の介護報酬引下げは、このような事業所をさらに追い詰め、地域の介護基盤を弱め、崩壊させるものであり、本町も他人事ではありません。介護報酬の引下げは到底容認できないことから、本意見書を提出するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第３号

介護報酬改定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和６年３月２１日

提出者　　和束町議会議員　岡本正意

和束町議会議長　　吉田哲也　様

介護報酬改定に関する意見書

厚生労働省は、２月２２日に介護事業所に支払われる介護報酬の４月以降の改定内容を社会保障審議会の分科会でまとめましたが、処遇改善の加算を一本化し上積みする一方で、深刻な人手不足に苦しむ訪問介護の基本報酬の引下げを決めたことに対し、介護現場から「訪問介護が崩壊する」と懸念が噴出しています。

訪問介護事業は、在宅介護の柱の一つとして、介護を受けながら地域で生活する高齢者やその家族を支え、大きな役割を果たしています。しかし、一方で、ヘルパーの人手不足や高齢化が深刻な上、この間の物価高騰が直撃し、昨年の倒産件数が過去最多となるなど、全国的に厳しい経営状況になっています。その上、基本報酬が引き下げられれば、ますます経営も人手の確保も困難となり、在宅介護を担う柱が崩壊する危険性が高まります。そうなれば地域で高齢者が生活できる環境が後退し、住み続けることが難しくなります。

４月以降の介護報酬改定では、訪問介護の基本報酬を軒並み引き下げるとともに、ショートステイの長期利用の報酬削減やケアマネージャー１人当たりの取扱件数の上限引き上げ、施設での情報通信技術の導入と引き換えにした介護職員の配置基準の緩和、一部老健施設などの相部屋代の全額自己負担化など、介護現場や利用者にとって厳しい内容が目白押しとなっており、安心できる介護はますます遠ざかるばかりです。

政府においては、訪問介護の基本報酬引下げを撤回するなど、事業者の経営の安定化や担い手の処遇改善に真剣に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和６年３月２１日

内閣総理大臣　　岸田　文雄　様

財　務　大　臣　　鈴木　俊一　様

厚生労働大臣　　武見　敬三　様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

賛成です。

発議第３号　介護報酬改定に関する意見書についての賛成討論を行います。

意見書でも指摘しているように、今回の訪問介護事業を狙い撃ちにしたような介護報酬の引下げは、在宅サービスの３本柱の１つであり、本町においても地域の介護を支える上で不可欠な訪問介護を崩壊させる危険性を高めるもので、到底容認できません。

訪問介護では、訪問先への移動時間が報酬の対象外であることから、移動時間がかかる本町のような山間地には事業所が入ってこないケースが多く、本町では社会福祉協議会の訪問介護事業所が主な担い手として頑張っていただいています。しかしながら、訪問先の多くが介護報酬が低い生活援助のケースがほとんどを占める中、経営は大変厳しい状況と伺っております。

以前は３人の常勤ヘルパーの体制でしたが、１人が退職された後は、経営が厳しいため常勤ヘルパーを補充できず、２人体制が続いています。登録ヘルパーの確保もなかなか厳しい状況がございます。このような状況に追い打ちをかけるのが、今回の報酬引下げであり、ますます経営が厳しくなれば事業所の存続さえ危うくなり、それは

地域での高齢者の生活を支える基盤を奪うことになりかねません。今、政府がやるべきことは、今回の訪問介護報酬の引下げを撤回し、引き上げることであるとともに、事業者の経営を守り高齢者の負担を増やさないためには、介護保険に対する国庫補助を増額する以外になく、介護保険制度を崩壊させないためにも速やかな国庫補助の抜本的な引上げが求められることを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第３号　介護報酬改定に関する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第３号　介護報酬改定に関する意見書は否決されました。

日程第１６、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

副町長から発言の申出がありますので、許可いたします。

副町長。

○副町長（奥田　右君）

それでは失礼します。

今、議長のお許しをいただきましたので、議員の皆様方におかれましては、本議会で大変お疲れのことと思いますが、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

私事でございますけれども、３月末日をもちまして副町長を退職させていただくことになりました。それに伴いまして、一言、議員の皆さんにお礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

私、平成２６年３月に前堀町長のほうから副町長の指名をいただきまして、同年の３月に定例議会でご同意をいただきまして、副町長として１０年間務めさせていただきました。この間、議員の皆様方におかれましては、温かいご指導とまたご鞭撻をいただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、昨年６月２９日には前堀町長が出張先で交通事故で亡くなられるという不幸な出来事がございました。改めまして、前堀町長のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、町長不在中につきましては、町長職務代理として、私、公務に当たらせていただいたわけですけれども、議員の皆様のご協力によりまして新町長に公務を引き継ぐことができました。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

昨年の８月１３日に馬場町長が誕生いたしました。馬場町長の町政がスタートいた

しました。来る令和６年度ですけれども、鷲峰山トンネルの開通、また総合保健福祉施設の完成、そして町制７０周年と、令和６年度は大きな節目の年となります。第５次総合計画に掲げます「和の郷　知の郷　茶源郷和束」を目指し、継続のあるまちづくりになることをお祈り申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、和束町議会の今後のますますの発展と、そして議員各位の皆様のご健康とご多幸を祈念しまして、甚だ簡単ではございますけれども、私のお礼のご挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

（拍　　手）

○議長（吉田哲也君）

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

失礼いたします。

閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

今期定例会に付託させていただきました議案全て通していただきましてありがとうございます。いよいよ令和６年度があと数日すると始まります。今、副町長のほうから退任のご挨拶がございましたけども、だんだんと若くなり、師と仰いだ方がここを去っていかれるという寂しいこともありますけども、令和６年、しっかりと前向きに動いていきたいと思いますので、また皆さんのご理解とご協力、そして絶大なるご支援をいただきながら、先ほどもありましたけども、令和６年度、トンネルの開通、そして７０周年、またいろんなことが発生すると思いますけども、私のほうからいろいろお願いをすることも増えると思いますので、ご理解とご支援、ご指導をお願いしたいと思います。

第１回定例会、ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（吉田哲也君）

これをもちまして、令和６年和束町議会第１回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後２時３４分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

和束町議会議長　　吉　田　哲　也

会議録署名議員　　畑　　武　志

会議録署名議員　　小　西　　啓